米国の農業政策について

平成 15 年 7 月
農林水産省

Ⅰ 米国の農業政策について

1　主な政策

（１）価格支持融資制度（1930 年代～）

穀物等を担保とした農業者への短期融資制度。

① 農業者は、穀物を担保として融資を受ける。
② 市場価格が融資単価（ローンレート）を上回る場合、融資を返済し、穀物を返却してもらう。
③ 市場価格が融資単価を下回る場合、返済免除を受けて、穀物を引き渡す。
（市場価格との差額は政府が負担。融資単価は価格支持の役割。（黄の政策））

適用対象作物：小麦、トウモロコシ、大豆、コメ等

（２）農家直接固定支払い制度（96 年農業法～）

生産調整を条件とした不足払い（価格支持政策）を廃止し、直接固定支払制度を導入。

過去の作付作物及び作付面積に基づき、一定の金額を毎年度支払うもの（緑の政策）。

適用対象作物：小麦、トウモロコシ、綿花、コメ等を作付けてきた農業者が対象。制度導入後の作付けは原則自由

○　**価格支持融資制度**

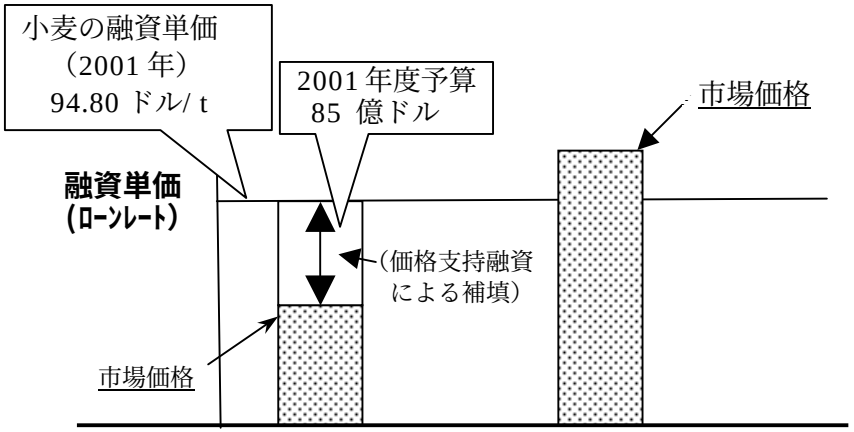

市場価格 ＜ ローンレート　　市場価格 ＞ ローンレート

○　**農家直接固定支払い**

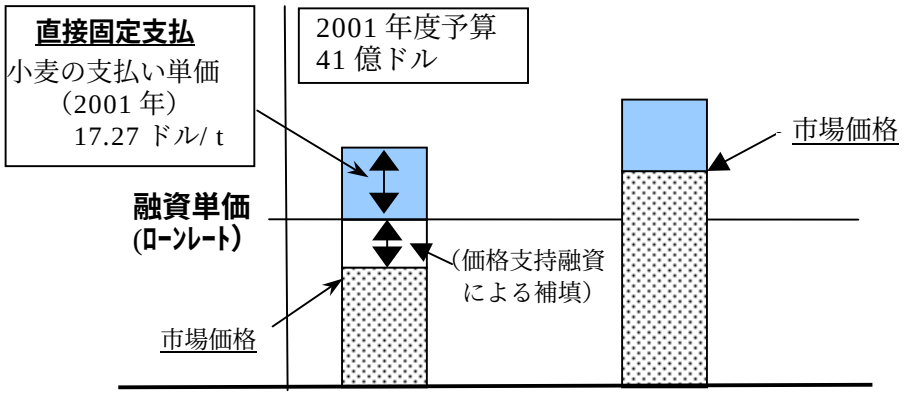

市場価格 ＜ ローンレート　　市場価格 ＞ ローンレート

（３）近年の緊急農家支援策(98 年～)

穀物価格の低迷等を背景に、98 年度から 2001 年度まで 4 回、総額 273 億ドルの緊急農家支援を実施。

農業者の所得確保のため、一定額まで政府が追加支払い。

（黄の政策であるが、デミニミスとして通報）

２　米国の国内支持水準（AMS)の推移

- 米国の AMS は、96 年に 2000 年約束水準の 31%まで低下。
- 97 年以降、農産物価格低迷によるローンレート支払い増等から増加し、99 年は 2000 年約束水準の 88%。

【ＵＲ農業合意に基づくＡＭＳ削減ルールの概要】

- 「黄の政策」として、AMS は、各国の 1986-88 年の実績を 20%削減。
- AMS（助成合計量）＝①価格支持相当額+②削減対象補助金
- 助成額が生産額の 5%以下の「黄」の国内助成については、最小限の政策（デミニミス）として AMS にカウントされない。

○　米国における近年の緊急農家支援策

支援策	金額
1999 年度包括歳出法（1998 年 10 月成立）に基づく支援	約 60 億ドル
2000 年度農業歳出法（1999 年 10 月成立）に基づく支援	約 87 億ドル
農業リスク保護法（2000 年 6 月成立）に基づく支援	約 71 億ドル
2001 年農家経済支援法（2001 年 8 月成立）に基づく支援	約 55 億ドル
総額	**約 273 億ドル**

注：総額のうち、価格低下に対する支払いは約 200 億ドル。

○　米国の AMS の推移

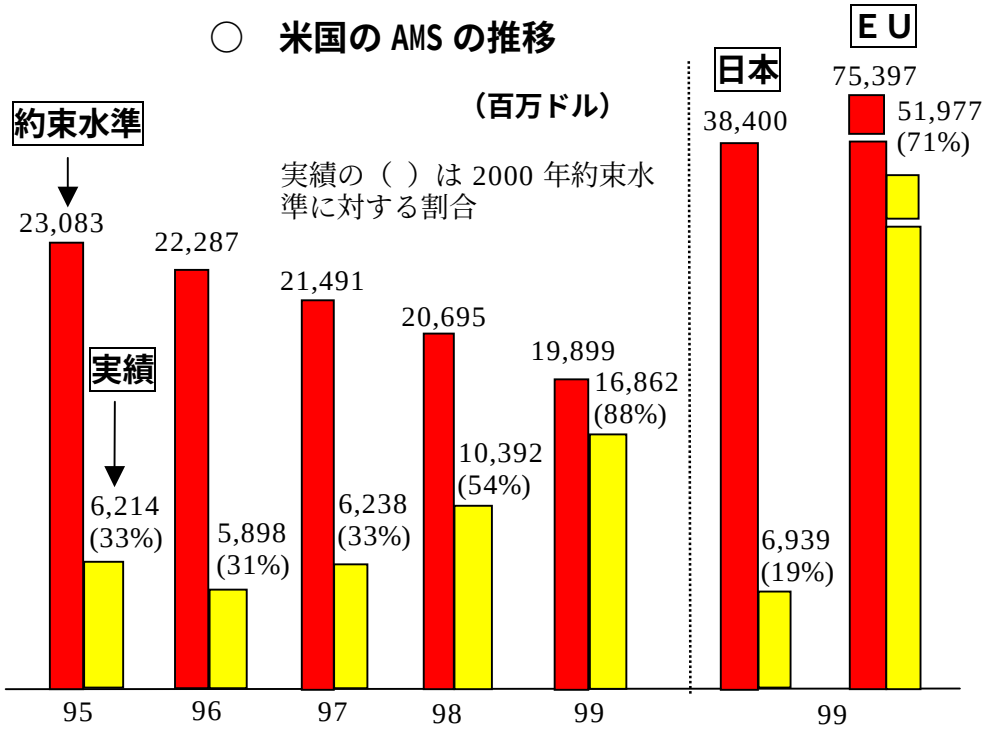

注：1 ドル＝107.77 円、0.9213 ユーロで換算

II　2002 年農業法について

1　経緯

・96 年農業法の失効（2002 年 9 月）に伴い、2001 年から 2002 年にかけて、上下両院の農業委員長がそれぞれ次期農業法案を提出。

・両院はそれぞれの法案を通過させ、両院協議会で一本化して上下両院で可決。

・2002 年 5 月、大統領が署名し成立。

2　概要

・2002 年から 6 年間適用。

・約 520 億ドル（約 6 兆円余）の追加予算（6 年間）。

・作物ごとに目標価格を設定し、差額を補填（価格変動対応型支払い）。

（98 年以降の緊急農家支援を恒久化。WTO へは未通報。）

・AMS が UR 約束水準を超える恐れがある場合、農務長官が支出額を調整。

・環境保全に関する施策の強化（約 90 億ドルの追加予算）

○　2002 年農業法案成立までの経緯

1996 年	96 年農業法の成立（穀物価格の高騰と財政赤字の拡大等を背景）
1998 年～	穀物価格低迷の中で、1998 から 2001 年まで 4 回、緊急農家支援を実施（好景気による財政黒字）
2001 年	
5 月	議会は今後 10 年間に、総額 735 億ドルの追加農業支出（緊急農家支援の恒常化）を認める財政決議を行う
10 月	**下院農業委員長の法案**が下院本会議を通過
2002 年	
2 月	**上院農業委員長の法案**が上院本会議を通過
5 月 1 日	**両院協議会**が合意報告書を公表 **下院**（2 日）、**上院**（8 日）で同案を可決
13 日	**大統領**が署名し成立

○　米国新農業法

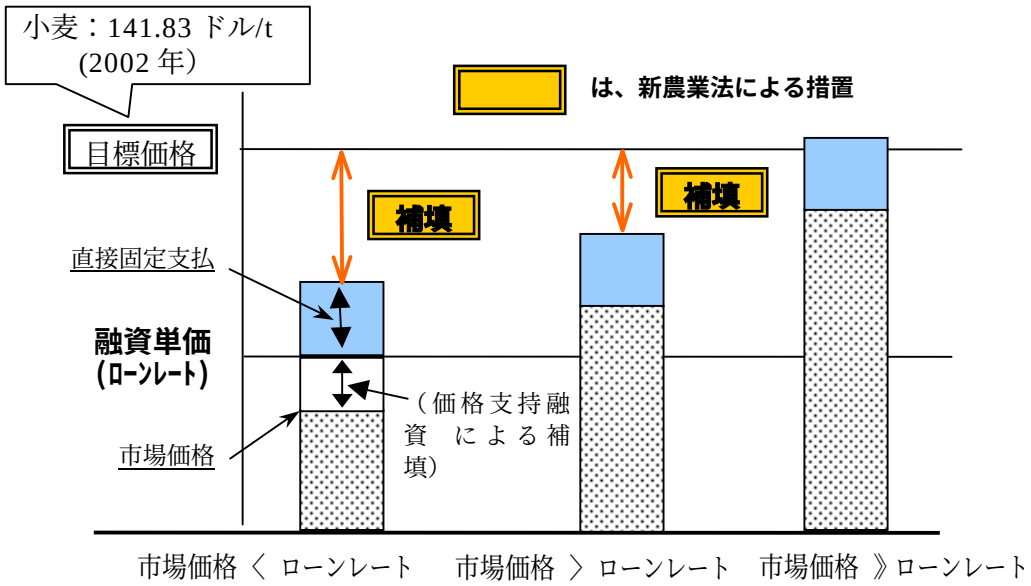

III　諸外国の批判と米国のＷＴＯ提案

1　ＵＲ改革の方向に逆行する新農業法を成立させたことに対し、諸外国は厳しく批判。

各国の反応

【ＥＵ・フィシュラー委員】

・全ての先進国が貿易歪曲的な措置を削減するというドーハでの約束に反するもので、米国を含む世界の農民にとって不幸な事態。

【豪州・ベイル貿易大臣】

・新農業法による貿易歪曲的な措置は、効率的な豪州の農民にとって有害であり大変失望。

【我が国・武部農林水産大臣】

・WTO の長期的な視点で考える場合には、貿易歪曲的な問題を少しずつでも解決していこうという趣旨に沿っていないことは明白。

2　一方、米国は、2002 年 7 月に、これらの批判を受けて、極端に野心的な内容のＷＴＯ農業交渉提案を提示。

○　米国の農業予算

（単位：億ドル）

	２００１年	新農業法による追加額（年平均）
価格・所得関連	２２１	６３
うち直接支払い	４１	
緊急農家支援	５５	
価格支持融資等	８５	
その他(フードスタンプ等)	４２１	２３
計	６４２	８６

新農業法に基づき、２００２年から６年間、年平均で８６億ﾄﾞﾙ（約１兆円）の追加支出を予定。

注：フードスタンプ：貧困層に食料と引き換え可能なクーポン券を支給する制度。

○　米国提案の概要（2002 年 7 月）

分野	提案の概要
市場アクセス	・スイスフォーミュラ方式により、5 年間で全ての関税が２５％未満になるよう削減。将来的には関税撤廃。 ・5 年間でアクセス数量枠を２０％拡大
国内支持	・AMS を 5 年間で各国の農業生産額の５％まで削減。
輸出規制	・輸出補助金は 5 年間で撤廃。

（参考１）米国の貿易促進権限（ＴＰＡ）

１　米国議会は、政府の条約締結について審議する権限を有しているが、ＷＴＯのような多岐にわたる条約の場合、大統領が合意内容について、議会に対して個々の修正を求めず、一括して可否のみを問うことができる。

　このように政府に対して包括的な形で与えられた交渉権限を「貿易促進権限（ＴＰＡ）」と言う。

２　ＴＰＡ法案は、2002 年 8 月に大統領が署名し成立。ＴＰＡの有効期限は 2005 年 6 月 1 日であるが、議会への要請により、2007 年 6 月 1 日まで延長可。

３　なお、北米自由貿易協定やＵＲの交渉当時、この権限は「ファースト・トラック」と呼ばれていた。

注：現 TPA では、センシティブな農産物（UR 合意の際、関税引下げ率を最低の 15%としたもの）の関税を引下げる場合は、議会への協議が必要。

○　貿易促進権限（ＴＰＡ）成立の経緯

1974 年以降の大統領には全てファースト・トラック権限が与えられていたが、1994 年 4 月以降はこれがない状態が続いていた。

ブッシュ大統領就任
2001 年 1 月

↓

ＴＰＡの成立
2002 年 8 月
（大統領が条約の合意内容について議会に一括して可否のみを問う権限）

↓

ＴＰＡの有効期限
2005 年 6 月 1 日

↓

2007 年 6 月 1 日まで延長可能

これまでの実施例（クリントン政権時）

- **北米自由貿易協定（ＮＡＦＴＡ）実施法**
- **ウルグアイ・ラウンド実施法**

（参考２）　ＷＴＯ交渉をめぐる米国内の動き

1　2003 年 2 月 26 日の上院財政委員会では、「ハービンソン議長のモダリティ案は米国目標を満たしていない」等を内容とする決議を行った。

2　2003 年 3 月 5 日、ゼーリック通商代表が上院財政委員会公聴会に呼ばれ、ＷＴＯ農業交渉の状況について「キーポイントはＥＵのＣＡＰ改革である」等の証言を行った。

3　2003 年 5 月 21 日、ヴェネマン農務長官及びゼーリック通商代表が下院農業委員会公聴会に呼ばれ、米国農業における輸出の重要性等について証言を行った。

○　上院財政委員会でのＷＴＯ農業交渉にかかる決議（2003 年 2 月 26 日）

・米国の目標は、市場アクセスの拡大、貿易歪曲的な国内支持の平準化及び米国農民のための均衡な土俵作りである

・ハービンソン議長により提案されたモダリティ案は、米国目標を満たしていない　等

○　上院財政委員会公聴会でのゼーリック通商代表の証言（2003 年 3 月 5 日）

・ハービンソン議長によるモダリティ案の改善を目指す

・キーポイントはＣＡＰ改革であり、これにより多くの支払いが緑の政策に移行すれば、ＥＵの輸出補助金及び国内支持についての柔軟性が出てくるだろう 等

○　下院農業委員会公聴会での証言（2003 年 5 月 21 日）

【ヴェネマン農務長官】

・米国農業の未来は、現在の輸出市場の維持と新たな市場機会の創造にかかっている 等

【ゼーリック通商代表】

・ＴＰＡ取得後、地球的・地域的・二国間で貿易自由化を推進している

・カンクン閣僚会議まで、ＣＡＰ改革、途上国向けの革新的なＳ＆Ｄが重要 等